

第3章 良好な景観形成に関する方針

[景観法第8条第3項]

3-1 景観づくりの目標

本市は、「自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち」を将来像に掲げ、まちづくりに取り組んでいます。これには、本巣市が誇る美しく豊かな自然と産業の調和を図り、地理的優位性を活かした広域的な交流により、心の豊かさと潤いに満ち活力あふれるまちの創造を目指すという意味が込められています。

これを踏まえ、景観面においては、能郷白山等の山並みや根尾川の雄大な自然の恵みによって構成される美しい景観を守りながら、先人たちが築いた地域に根付く伝統的な農山村の原風景を継承するとともに、次代へとつながる新たな本巣の景観をみんなで創り、育んでいくことを目標とします。そして、住んでいる人や訪れる人が、本巣の魅力的な景観に触れて、住み続けたい、また訪れたいと感じる景観づくりを目指していきます。

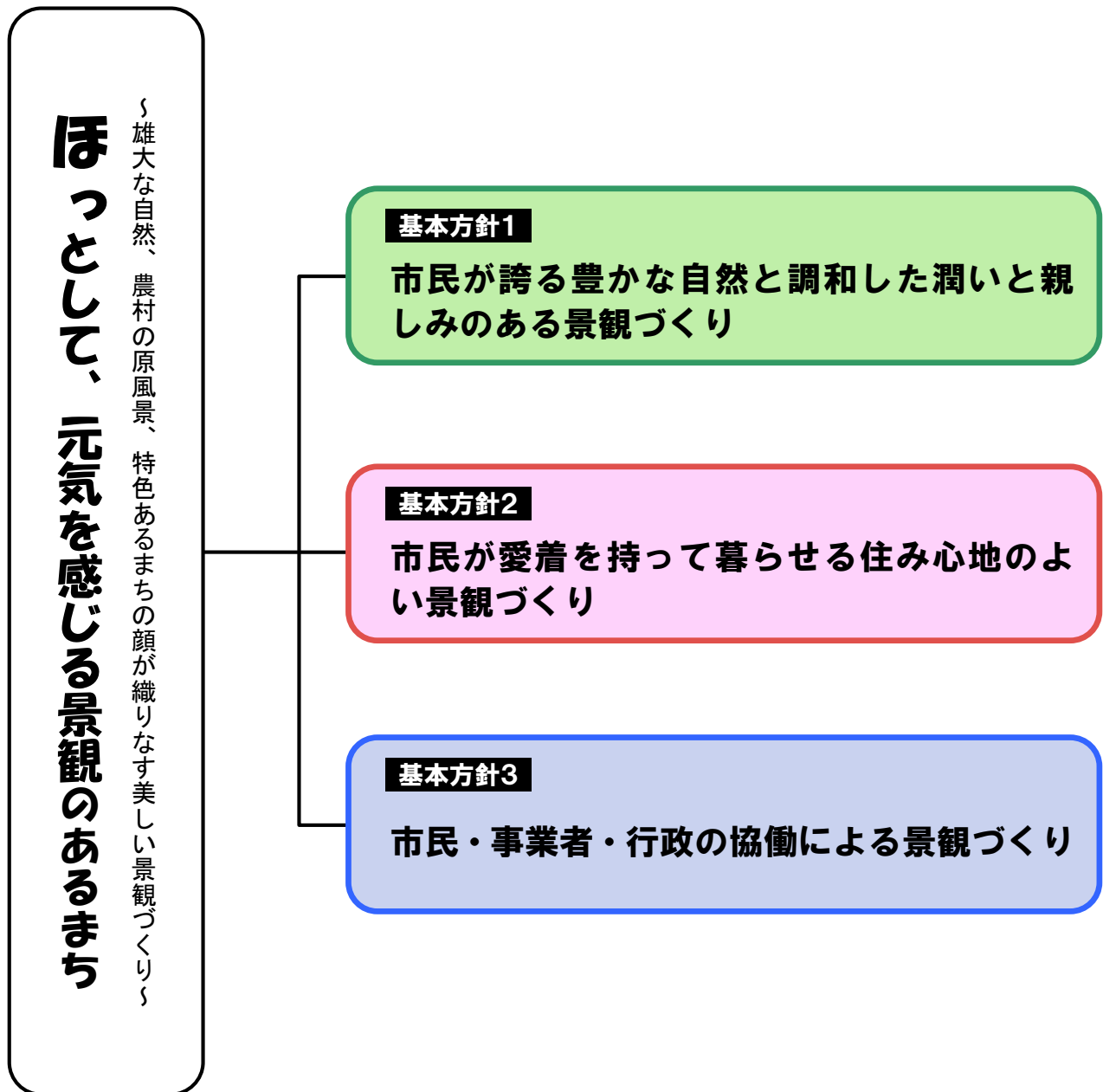
景観づくりの目標（将来像）

ほっとして、元氣を感じる景観のあるまち

～雄大な自然、農村の原風景、特色あるまちの顔が織りなす美しい景観づくり～

3-2 景観づくりの基本方針

将来像の実現に向け、景観づくりの基本方針を次のように定めます。



基本方針1

市民が誇る豊かな自然と調和した潤いと親しみのある景観づくり

(1)豊かな自然の保全

市北部は能郷白山をはじめとした山々や根尾川などの豊かな自然を有しており、市全体に潤いと安らぎを与えています。その山並みは、市街地や農村集落の背景にもなっており、市民が誇る重要な景観要素といえます。

そのため、これらの人工的な改変を避けることを原則としながら、他法令に基づく行為制限（自然環境保全地域 等）との連携や、景観面からの建築ルールの設定等を通じ、人々の生活・経済活動と自然景観との調和を図っていきます。



能郷白山と根尾地域の山並み

(2)美しい農地・里山景観の保全

市南部の平坦地では、田園や柿畑などの農地が広がっており、親しみを感じる伝統的な生業の農村景観として受け継がれています。また、平野部の農村集落の背景となっている船来山や郡府山などの里山、多様な生態系を有する糸貫川などの水辺は、人と自然が共生する農村・里山景観を創出する重要な景観要素です。

そのため、他法令に基づく行為制限（農業振興地域 等）との連携や、景観面からの建築ルールの設定等を通じて、この農地・里山景観を市全体で保全します。



広大な田園風景



里山の風景（船来山）

(3)特徴的な自然・樹木の保全

国の天然記念物に指定されている本市を代表する樹木「淡墨桜」をはじめ、各地の社寺等にも特徴的な樹木が存在します。

そのため、景観法に基づく制度（景観重要樹木 等）の活用も視野に入れて、きめ細やかな保全に取り組んでいきます。



淡墨桜



長屋神社のナギ

基本方針2

市民が愛着を持って暮らせる住み心地のよい景観づくり

(1)地域の景観と調和した良好な市街地景観の創出

市南部は都市計画区域に指定されており、用途地域および特定用途制限地域の指定により、主に幹線道路沿道とその周辺で住居系、商業系、工業系の用途となっています。

幹線道路沿道の商業地やその周辺の住宅地、工業地など、各地域の土地利用の特色も踏まえつつ、周辺景観と調和した建築物や屋外広告物等の誘導を図り、良好な街並みを保全・創出します。あわせて、建築物の敷地周辺の緑化や、街路樹の植栽、公園の整備等を通じて、緑豊かな市街地景観を創出します。



基盤整備された住宅地



山を背景にした大規模な工場

(2)周辺の緑と調和した農村集落の保全

田園や柿畑などの広大な農地や、山並みや根尾川に囲まれた山あいなど、生業の環境を骨格とした農村景観、山村景観は、本県の自然条件のなかで育まれた伝統文化の景観といえます。

そのため、他法令に基づく行為制限（農業振興地域等）との連携や、景観面からの建築ルールの設定等を通じて、この農山村景観の秩序・美しさを守ります。あわせて、景観法に基づく制度（景観重要公共施設等）の活用も視野に入れ、環境整備による魅力向上に取り組みます。



田園・柿畑風景と調和した農村集落



緑化された国道 157 号

(3)本県市らしい多彩な景観資源の保全と魅力化

本市は、淡墨桜や歴史・文化的資源、樽見鉄道、大規模商業施設、産業施設など、個性のある多彩な景観資源を持っています。本県市らしい景観づくりを進める上では、これらの特徴的な景観を守り活かしながら、地域のイメージを豊かにすることが重要です。

そのため、景観面からの建築ルールの設定、景観法に基づく制度（景観重要建造物等）の活用も視野に入れた保全をはじめ、特徴的な景観資源を活かしながら、地域特性を大切に魅力ある景観づくりに取り組んでいきます。



大規模商業施設（モレラ岐阜）



長屋神社

基本方針3

市民・事業者・行政の協働による景観づくり

本市の特徴的で魅力ある景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動との調和により、先人たちが大切に守り、育て形成されてきたものです。

そのため、本市の景観づくりを進めていく過程においては、そこで生活する市民一人ひとりが景観づくりの主役であるという自覚を持って参加するとともに、事業者をはじめ、まちづくりの先導役である行政がそれぞれの役割や責任を正しく認識し、協働していきます。



花いっぱい運動



ホタルの保護育成活動

景観づくりの主体

市民

【景観づくりの主役】

- 地域の景観に関心を持つ
⇒景観イベントの参加 等
- 身近なところの環境美化活動
⇒敷地の緑化、自宅周辺の清掃 等
- 市が行う景観づくりへの協力
⇒市が主催する景観イベントへの参加 等
- より積極的・自律的な景観づくり
⇒質の高い建築行為 等

事業者

【景観づくりの重要な担い手】

- 地域の景観に関心を持つ
⇒景観イベントへの参加 等
- 地域と一体となった景観まちづくり
⇒本計画に基づく建築ルールへの遵守、市が主催する景観イベントへの参加 等
- 地域の良好な景観の形成に協力する
⇒敷地・駐車場の緑化、事業所周辺の清掃、質の高い建築・広告行為 等

協力、
連携

支援、誘導、先導

行政

【景観づくりの先導・サポート役】

- 景観に配慮した公共事業の推進
⇒景観法に基づく制度（景観重要公共施設）を活用した道路の整備等
- 地域の良好な景観の保全
⇒本計画に基づく建築指導、景観法に基づく制度（景観重要建造物、樹木）を活用した景観資源の保全、都市計画法等の他法令に基づく規制・誘導等
- 市民等が主体となった活動の支援と啓発
⇒景観イベント（住民説明会等）の開催、景観資源の発掘・情報発信、活動団体への支援等

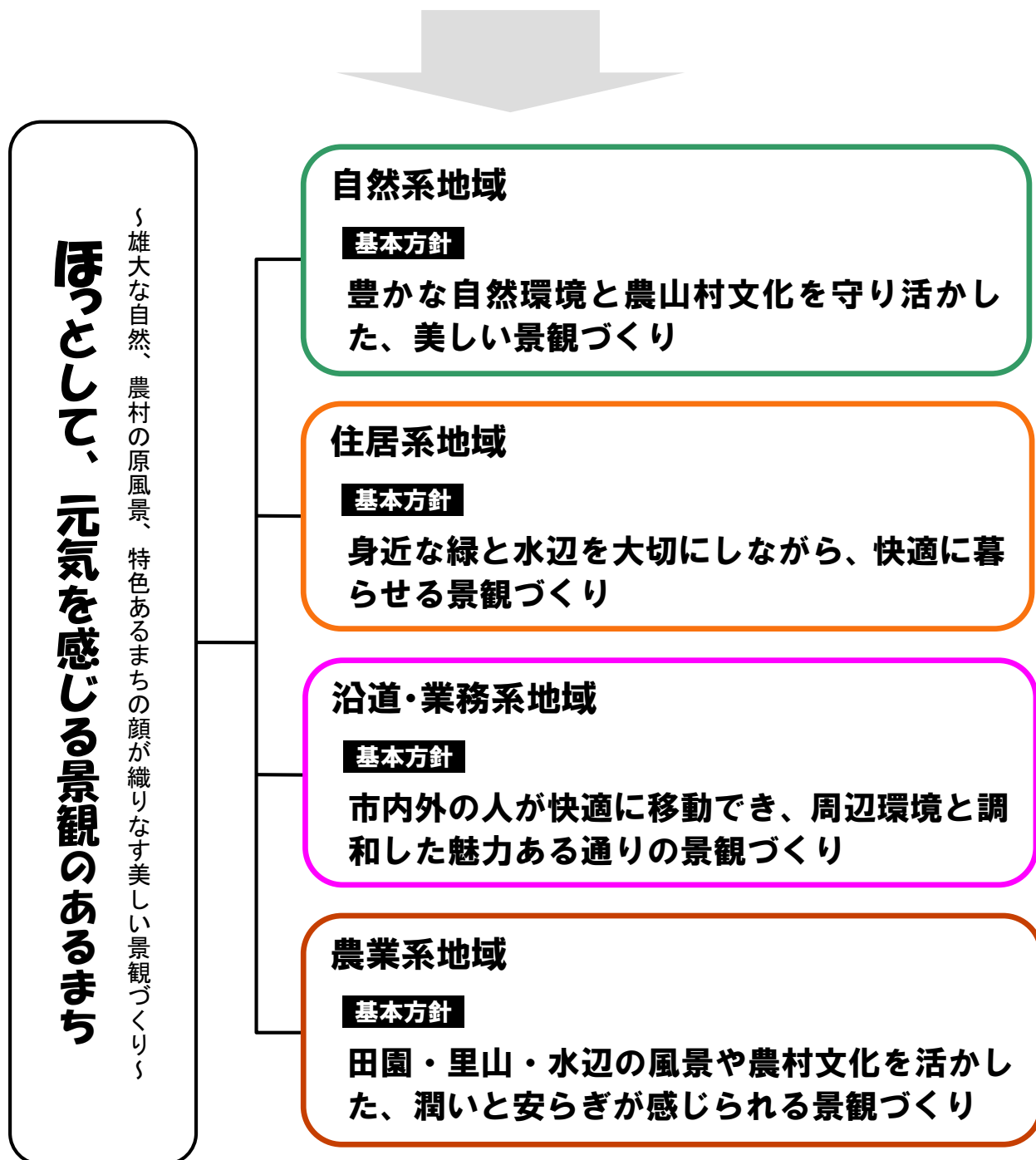
3-3 地域別の方針

市全体の基本方針や地域の特性・課題を踏まえ、地域別の方針を次のように定めます。

基本方針1：市民が誇る豊かな自然と調和した潤いと親しみのある景観づくり

基本方針2：市民が愛着を持って暮らせる住み心地のよい景観づくり

基本方針3：市民・事業者・行政の協働による景観づくり



自然系地域

基本方針

豊かな自然環境と農山村文化を守り活かした、美しい景観づくり

(1)美しく潤いある自然を活かした景観づくり

- 開発行為後の緑化等の修景による、美しい山並み景観の保全
- 本巢の景観の骨格を成す根尾川や、乙姫滝、金山溪谷等の各地に点在する景観資源の保全
- 国道 157 号・根尾川沿い等での溪谷美を楽しめる視点場の創出

(2)自然と調和した伝統ある暮らしの景観づくり

- 建築物等の配慮による、周辺の自然環境に馴染む農山村集落の保全・創出
- 地形・気候を活かした農業・林業等による、伝統的な生業景観の保全
- 屋外広告物や建築物等の配慮、空き家等の景観阻害要素の適正な維持管理の促進による、国道 157 号等の見通し景観の保全

(3)観光資源を活かしたもてなしの景観づくり

- 淡墨桜を有する淡墨公園や樽見鉄道など、豊富な景観資源の保全・活用
- 淡墨公園や上大須ダム等の視点場からの眺望に配慮した、屋外広告物や建築物等の誘導による、良好な眺望景観の保全・創出



根尾川と山並みの風景



山に囲まれた集落



山並みを背景に走る樽見鉄道の風景



淡墨公園

住居系地域

基本方針

身近な緑と水辺を大切にしながら、快適に暮らせる景観づくり

(1) 整然とした落ち着いたある街並みの景観づくり

- 建築物等の高さの配慮による、街並みの連続性やまとまりのある景観の創出
- 住宅地にふさわしい落ち着いた色使いによる、住み心地のよい住宅地の保全・創出

(2) 水辺・緑とふれあい、潤いと安らぎが感じられる良好な景観づくり

- 街路樹や公園整備等による、緑豊かな景観の創出
- 糸貫川沿いの親水空間等、水辺とふれあえる景観の保全・創出
- 住宅地周辺の緑（樹木、農地など）の保全
- 市民主体の花いっぱい運動等の推進による、緑豊かな景観の保全・創出



緑豊かな住宅地



整然とした低層住宅地



潤いある親水空間（糸貫川）



緑化された住宅

沿道・業務系地域

基本方針

市内外の人が快適に移動でき、周辺環境と調和した魅力ある通りの景観づくり

(1)美しく魅力的な通りの景観づくり

- 街路樹の整備や施設周辺の緑化による、緑豊かな景観の創出
- 屋外広告物や建築物等の配慮による、品の良い賑やかさが感じられる通りの景観の創出
- 周辺の田園風景、里山、水辺等の風景を楽しめる視点場の整備による、眺望景観の創出

(2)周辺の住宅地や農村景観に配慮した景観づくり

- 周辺の住宅地や農村景観に馴染む落ち着いた色彩や緑化等の配慮による、過ごしやすさと周囲への気配りが感じられる景観の創出
- 屋外広告物の大きさや建築物の配置等の配慮、空き家等の景観阻害要素の適正な維持管理の促進による、見通し景観の保全・創出

(3)働く場として快適に過ごせる産業景観づくり

- 施設周辺の緑化等による、河川堤防や道路からの見え方に配慮した緑豊かな景観の創出
- 工場等の大規模建築物・工作物の配慮による、明るく親しみの持てる景観の創出
- 清掃活動の推進や不法投棄の防止等による環境美化



国道 157 号沿道の商業地



県道岐阜関ヶ原線沿道の商業地



緑化されている道路



大規模な工場とその周辺の緑地

農業系地域

基本方針

田園・里山・水辺の風景や農村文化を活かした、潤いと安らぎが感じられる景観づくり

(1) 緑豊かで安らぎを感じられる農村景観づくり

- 公園や街路樹の整備等による、緑豊かな景観の創出
- 伝統的な社寺林・屋敷林等の緑の保全による、田園・樹園地、里山風景と馴染む農村景観の保全
- 市民主体の花いっぱい運動等による、緑豊かな農村景観の保全・創出

(2) 地域の特徴(田園・里山・水辺)を活かした景観づくり

- 農村風景を眺望できる船来山等の視点場の保全・創出
- 根尾川や糸貫川沿いの公園等の整備による、水辺とふれあえる景観の保全・創出
- 東海環状自動車道の桁下空間の修景・緑化等による、美しい農村景観の保全

(3) 地域の個性や歴史・文化を感じる景観づくり

- 文殊の森や席田用水沿いのホタル公園など美しい水辺景観の保全
- 各地に存在する社寺や古墳等の歴史・文化的資源の保全・活用
- 遊休農地を活かした花の景観づくり等による、地域特有の特産品の保全・活用



ホタル公園（席田用水）



田園風景と調和した農村集落



市民主体の活動により作られた花壇



船来山の草刈りボランティア活動

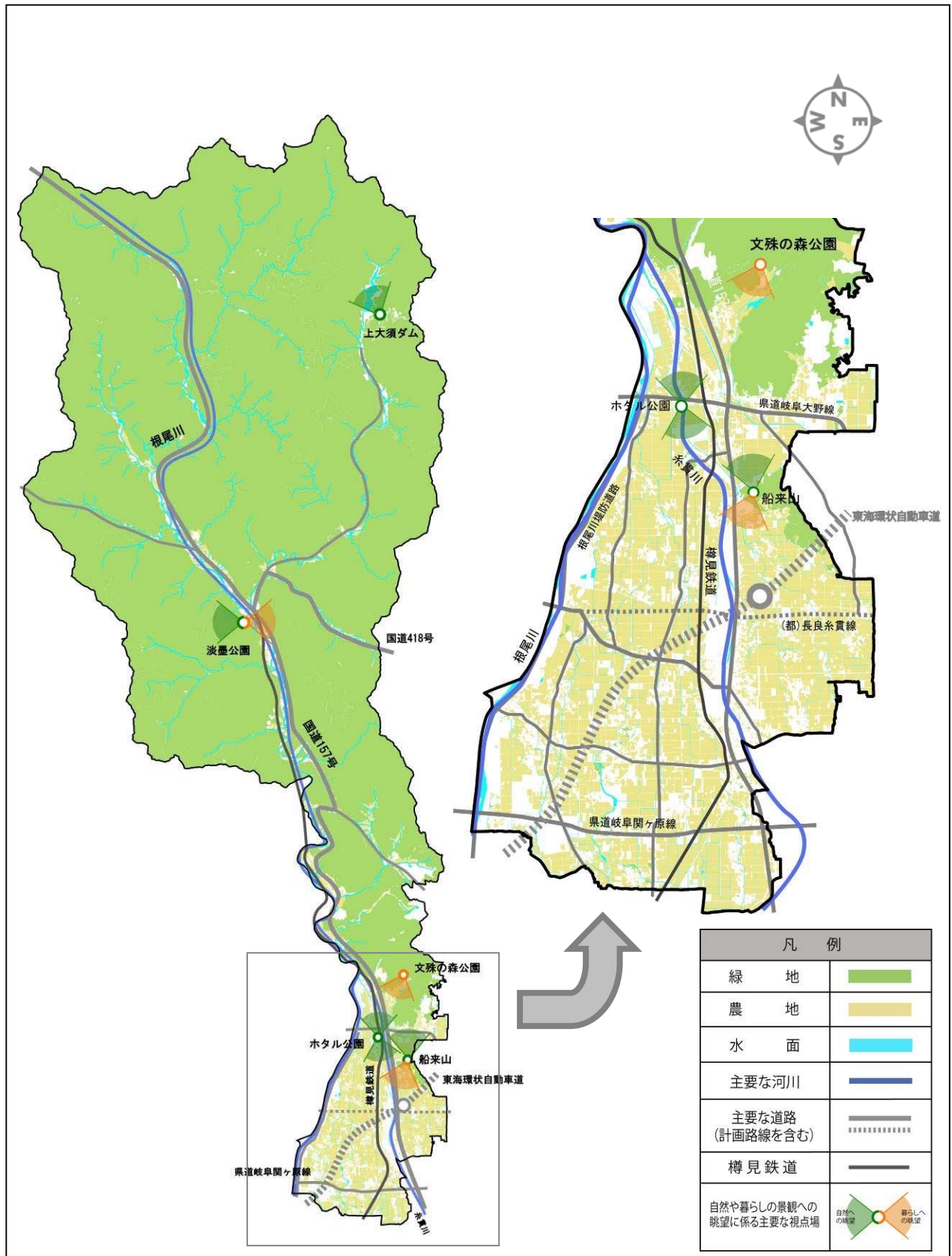
3-4 重要な景観要素を活かした方針

本市の景観は、地形等の条件変化により、地域ごとに表情の異なる多様な景観を持っており、本市を縦断する主要な道路や鉄道は、多様な表情の景観を体験できる重要な視点場になるとともに、その眺めは本市の景観イメージを豊かにします。このような、地域によって表情が変化する景観資源は、地域内で完結するものではないため、地域を超え、統一のとれた方針に基づく景観づくりが必要になります。

そのため、緑や道など、本市を構成する重要な景観要素について、これらの要素を活かした景観づくりの方針を次のように定めます。

重要な景観要素	主な構成
緑	・ 山並み、樹林地 ・ 船来山等の里山 ・ 屋敷林、社寺林 ・ 田園、樹園地
道	・ 国道 157 号、県道岐阜関ヶ原線等の主要な国県道 ・ 長良糸貫線や東海環状自動車道等の主要な都市計画道路、その他計画路線 ・ 樽見鉄道
水辺	・ 根尾川 ・ 糸貫川
視点場	・ 船来山（市街地・農村集落、田園風景、山並みへの眺望） ・ ホタル公園（河川、山並みへの眺望） ・ 文殊の森公園（市街地・農村集落、田園風景） ・ 淡墨公園（山並み、清流、農山村集落への眺望） ・ 上大須ダム（山並み、ダム湖への眺望）

図 本市の景観を構成する重要な要素



基本方針1：市民が誇る豊かな自然と調和した潤いと親しみのある景観づくり

基本方針2：市民が愛着を持って暮らせる住み心地のよい景観づくり

基本方針3：市民・事業者・行政の協働による景観づくり

雄大な自然、農村の原風景、特色あるまちの顔が織りなす美しい景観づくり
ほっとして、元気をを感じる景観のあるまち

自然系地域

住居系地域

沿道・業務系
地域

農業系地域

緑

基本方針

豊かな自然や身近な緑を大切にした、安らぎや親しみを感じる景観づくり

水辺

基本方針

美しい清流の風景や身近な水辺とふれあうことで、潤いと安らぎを感じる景観づくり

道

基本方針

地域の個性豊かな風景や魅力的な表情の変化を楽しめる景観づくり

視点場

基本方針

美しい自然景観と農村文化の暮らしを居心地よく眺めることができる景観づくり

■「緑」に関する景観づくりの方針

基本方針

豊かな自然や身近な緑を大切に
にした、安らぎや親しみを
感じる景観づくり

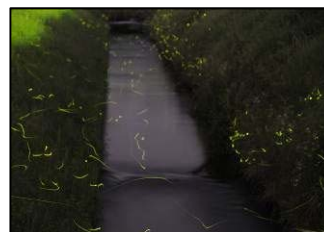


景観づくりの方針	該当する地域
●法規制による緑地や重要な樹木等の確実な保全	すべての地域
●伐採等の配慮による斜面緑地の連続性の維持	自然系地域、農業系地域
●他法令との連携による田園・柿畑風景の保全	農業系地域
●敷地内の緑化など周辺景観との調和に配慮した身近な緑の保全・創出	すべての地域

■「水辺」に関する景観づくりの方針

基本方針

美しい清流の風景や身近な
水辺とふれあうことで、潤い
と安らぎを感じる景観づくり



景観づくりの方針	該当する地域
●優れた生態系や潤いの感じられる優れた河川景観の保全	自然系地域、農業系地域、住居系地域
●乙姫滝、鶉ヶ池など、優れた自然環境の保全・活用	自然系地域、農業系地域
●歴史的な背景を持つ根尾川から各地の用水へと分流させる堰、源氏ボタルが生息する糸貫川等の優れた景観資源の保全・活用	農業系地域、住居系地域
●本巢市文化ホール周辺の犀川沿いや親水公園など、水とふれあえる空間の拡充	農業系地域、住居系地域

■「道」に関する景観づくりの方針

基本方針

地域の個性豊かな風景や
魅力的な表情の変化を
楽しめる景観づくり



景観づくりの方針	該当する地域
●周辺景観との調和に配慮した緑豊かな道路空間の創出	自然系地域、農業系地域
●市のまちづくりを考慮した美しい景観整備（「淡墨街道」、「やまぼうし街道」等）	自然系地域、農業系地域
●道路付属物（標識、街灯等）における景観的統一性の確保	すべての地域
●道路の役割に配慮した景観整備（東海環状自動車道の桁下空間の修景・緑化等）	すべての地域

■「視点場」に関する景観づくりの方針

基本方針

美しい自然景観と農村文化の
暮らしを居心地よく眺める
ことができる景観づくり



景観づくりの方針	該当する地域
●眺望を楽しむのに適した視点場の整備・管理	自然系地域、農業系地域
●建築物等の配慮による視点場からの良好な眺望の保全	自然系地域、農業系地域
●まちづくりとの連携による新たな視点場の創出	すべての地域

主要な視点場の選定基準

美しい自然景観や農村文化の暮らしの景観など、長い年月を経て守り育てられてきた貴重な景観を眺望できる場所について、以下の基準を踏まえ、選定しました。

- 眺望が良好で、景色を眺めるのに適した場所
- 誰でも自由に訪れることができる公共的な空間
- その周辺に景観を阻害するものがなく、視線を遮られずに眺望できる場所